

平成23年 3月 定例会(第1回) 会議録(抜粋)

◆12番(真船和子君) 通告に従い、一般質問を行います。

現在、国会で審議中の国の平成23年度新年度予算案は、歳出総額は過去最高の92兆4,000億円に膨れ上がり、国税の収入は約41兆円にとどまり、一方、新規国債の発行は税収を上回る異常な予算構造の状態となっています。そして、新年度予算の執行に必要な公債特例法案など、予算関連の法案の否決が野党の動きで現実のものに近い状況になってきています。こうした国の予算の行方が不透明な中、地方自治体も新年度予算案が提示され、現在、予算議会が活発に行われております。

さて、習志野市の平成23年度一般会計予算総額は513億2,000万円で、前年度当初予算額より39億9,000万円の増加となりました。予算規模が大幅に増額となった要因は、津田沼小学校全面改築など普通建設事業費等で約21億円、子ども手当や生活保護費などの扶助費で約13億円増加となるほか、予防接種事業の拡充などによるものとしています。

そこで、重点施策として平成23年度予算に計上しております母と子や高齢者の命を守る予防接種事業の子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌等ワクチン接種問題についてお伺いいたします。

私は、この4年間、習志野市の健康都市を持続すべく公明党の主導で閣議決定をしましたがん対策基本計画に基づき、習志野市の取り組み状況と早期発見・早期治療を推進するがん検診の充実を何度も訴えてまいりました。そのかいあって、乳がん検診の対象者を40歳代から30歳代に拡大をしていただき、また、複数のがん検診が受診できるがん複合検診の回数を増加、若い女性へのPRなど積極的に取り組んでいただき、当局の努力に敬意を表するものであります。

しかしながら、問題は全国的にがん検診の受診率はここ数年の実績を見ても20%台とがん対策基本計画の目標値である50%にはほど遠いものがあります。そうした中、公明党の推進で乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券が平成21年度第1次補正予算に計上され実施されました。その結果、日本対がん協会の調査によりますと、無料クーポン券を実施したことによって検診率が増加し、特に子宮頸がん、その前段階の症状である異型上皮の発見率が大きく向上していることがわかりました。

また、国は昨年に成立した平成22年度補正予算で、疾病対策の推進を図るため県が設置する基金に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を交付することにより、地方公共団体が実施する子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌接種を促進するために必要な経費1,085億円が計上されました。この事業は、公明党が予防ワクチンの早期承認を実現し、ワクチン接種の公費助成を粘り強く主張し続けた成果であります。

私は、平成22年6月議会で、母と子の健康を保ち、健やかな生活が送れるためにもワクチン接種費用の公費助成をすべきであると強く要望し、市長の見解を求めました。また、公明党習志野市議団も昨年の7月1日に荒木市長に対し、これら3種のワクチン接種費用に対する公費助成を求める要望書を提出しました。そうした中、習志野市新年度予算に予防接種事業費を計上していただきましたことに敬意を表するものであります。

そこで、平成23年度子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌等ワクチン接種について、具体的な取り組み内容をお尋ねいたします。

次に、子育て支援について2点お伺いいたします。

1点目は、平成23年度子ども手当支給についてお尋ねいたします。

子ども手当は、民主党が2009年の衆議院選挙で掲げた看板政策であります。そのマニフェストに基づいて考えるならば、平成23年度から中学生までのすべての子どもを対象に2万6,000円を全額国費で支給する恒久的な法案となっていたはずですが、しかしながら、国の新年度子ども手当予算案は、総額2兆9,356億円を負担し、地方負担5,549億円、事業主負担1,731億円で、地方負担は全体の約19%になっております。そこで、習志野市の平成23年度子ども手当の財源構想についてお伺いいたします。

政府は、今回も平成22年度に続き、平成23年度も地方負担を残したまま単年度限りの財源措置となっております。このことに対し、地方自治体の財政執行責任者である荒木市長は、国と地元の意見をどのように整理され、予算計上されたのか御見解を求めます。

2点目に、実花幼稚園閉園後の対応についてお伺いいたします。

実花幼稚園は、平成26年4月より私立化に移行されることにより、平成24年4月の園児募集は行われなかったために、公立を希望する実花地域のお子様と保護者様に対し丁寧な説明と、遠距離通園になる場合には送迎バスを導入していただくよう昨年の6月議会で強く要望させていただきましたが、その後の経過と取り組み状況をお尋ねいたします。

最後に、地域問題について4点お伺いいたします。

1点目、京成大久保駅東口改札時間延長について、2点目、実籾駅周辺整備について、3点目、都市計画道路3・3・1号線4号踏切立体化の進捗状況について、4点目、実籾5丁目公有地の活用について、進捗状況をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長(荒木勇君) 真船議員の一般質問にお答えします。

順を追って答弁します。最初に、子宮頸がん等につきまして、23年度の取り組み内容についてという御質問であります。

御質問の子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成23年度の重点施策の一つとして位置づけ、本議会に提案し実施するものでございます。

具体的な取り組み内容を申し上げますと、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種対象者はゼロ歳から4歳の乳幼児であります。接種回数は、開始年齢により異なり1回から4回であります。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種対象者は、中学校1年生から高校1年生の女子で3回の接種であります。

実施方法は、習志野市医師会へ委託し、各医療機関での個別接種でございます。接種費用は全額公費負担とし、市民の方々への周知は広報習志野、習志野市ホームページ、対象者への個別通知などを予定しております。

なお、この3つのワクチン接種に係る事業費は2億3,401万7,000円で、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を除く本市負担額は1億1,816万8,000円でございます。

次に、23年度子ども手当について答弁いたしたいと思っております。

平成23年度子ども手当につきましては、支給のための所要の法律案が現在開会しております第177回通常国会に提出されたところでございます。この法律案では、3歳未満の子どもの月額

が2万円に引き上げられるなどの改正点がございしますが、平成22年度限りの暫定措置であった地方負担が引き続き導入されるものであります。

これまで全国市長会、全国知事会等を含む地方6団体は、国に対し子ども手当の地方負担に反対する緊急声明、子ども手当の全額国費負担を求める声明等により中央との十分な協議を行うとともに、地方自治体に裁量の余地のない画一的な現金給付であることから、事務費を含め全額国庫負担とするよう求めてまいりました。また、千葉県市長会も子ども手当の全額国費負担を求める声明を国に対し提出したところでございます。

地方負担については、新年度予算に計上しない方針を打ち出している市町村もございすけれども、本市といたしましては、国の制度である子ども手当については、市町村ごとに市民の皆様がその受給に際し不公平感があってはならないものと考え、地方負担を含めた形で新年度予算を編成し、今議会に上程したところでございます。

次に、実花幼稚園閉園後の対応につきまして、習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画(第1期計画)におきましては、実花幼稚園を平成26年4月より私立化する計画となっております。平成24年度から実施の新しい園区では、東習志野区で市立幼稚園を希望する保護者の方々は屋敷幼稚園、大久保東幼稚園、新栄幼稚園を包括した広い園区の中から選択していただくこととなります。その際、近隣の東習志野こども園及び新栄幼稚園が定員超過となった場合、次に近い大久保東幼稚園への入園希望が想定されるところでございす。実花幼稚園の廃園に伴う保護者対応に関しましては、東習志野地区が他の地区に比べ通園が遠距離となることから、平成26年4月に実花幼稚園が私立幼稚園として開園するまでの2年間、東習志野地区から大久保東幼稚園まで送迎バスなどの対応が必要であると考えております。実際の送迎の手段や規模につきましては、平成23年度中に保護者のニーズ調査や実地調査などを行い、よりよい手段を検討してまいりたいと考えております。

大久保駅東口改札口の時間延長について。

京成大久保駅上りホームの臨時改札口につきましては、平成13年2月に京成電鉄と本市の間で基本協定を締結し、東口臨時改札口は改札口統廃合を含めた駅施設改良工事が完了するまでの暫定的な施設として、平成13年8月より営業を開始したものであります。

このたび本協定に規定される協定期間である10年間を迎えるに当たり、現在、本協定の更新について京成電鉄と協議を進めているところでございす。本市は、当協議に入る前段階では、京成電鉄に対し改札口の営業時間を延長と経費の全額負担を求めましたが、京成電鉄がこれに強く難色を示しました。しかしながら、交通結節点として大久保駅南口広場の機能向上を図る必要性があることから、多くの市民が望んでおられる営業時間の延長に絞って本協議に望むことといたしました。そこで、去る1月20日に文書をもって正式に京成電鉄に対し協議を申し入れました。

また、2月15日には京成電鉄と本市との定例連絡会議において、常務取締役を初めとする京成電鉄の幹部に対し、臨時改札口の営業時間延長について、さらに強く要望いたしました。

このような本市からの申し入れに対しまして、京成電鉄からは、現状朝6時30分から8時30分までの営業時間を4月から1時間程度延長する方向で社内調整に入っているとの連絡を受けております。京成の社内調整が整い次第、京成電鉄とは新たな内容で協定を更新する予定でございすますが、営業時間の延長が実現いたしましたならば、大久保駅を利用する市民の利便性が向上す

ることになり、お力添えをいただきました真船議員を初め、議員の皆様には深く感謝を申し上げます。

実籾駅南口駅前広場と県道の整備について答弁します。

初めに、市事業として取り組んでおります京成実籾駅南口駅前広場の整備につきましては、平成19年度用地買収に取り組み、平成23年1月末の用地取得状況は買収率約80%となっております。今後は、残る用地1件の取得を行う予定であります。

また、駅前広場整備工事につきましては、千葉県公安委員会との調整がおおむね完了いたしましたので、今後は地下埋設物管理者等と工事における調整を進めてまいります。

なお、現在施工中の京成電鉄によるエレベーター設置工事は、本年度中に完了する予定と伺っておりますので、平成23年度においては、駅前広場整備工事に着手し、年度内の完成を目指しております。

次に、県事業についてお答えします。

主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線の実籾外科付近の交差点改良につきましては、事業化に向けて交差点を中心とした現況測量を昨年11月から12月にかけて実施しております。平成23年度は、さらなる詳細な測量と交差点の設計を実施する予定と伺っております。実籾商店街における電線共同溝整備事業につきましては、平成14年度から事業が進められ、現在、商店街西側の歩道内に設置された共同溝内にNTTのケーブルを引き込む作業が実施されております。今後は引き続き東京電力が作業を行い、その後、電柱の引き抜き作業を行えるものと伺っております。

実籾交差点以南の整備につきましては、東金街道交差点から実籾3丁目のY字路交差点までの延長約350メートルの区間において、現状約8メートルの道路幅員を16メートルから17メートルの幅員に拡幅する事業が進められております。現在は、東金街道交差点から実籾3丁目Y字路交差点に向かった約130メートルの区間を第1期整備区間として事業が進められており、現在までに3件の用地取得が行われ、用地買収率は約38%となっております。

来年度につきましては、1件の用地交渉が予定され、この用地取得ができましたら、買収率は約49%となる見込みであると伺っております。

次に、都計道3・3・1号線4号踏切立体化の進捗状況について答弁します。

都市計画道路3・3・1号線整備事業は、千葉県の事業として、ヤマダ酒店付近から京成線実籾第4号踏切を經由して興和電機付近までの延長607メートルの区間において事業が進められております。平成23年2月末の用地取得状況につきましては、本線部分の用地買収をほぼ完了し、現在は既存県道との取り付け部における用地買収が進められております。

工事につきましては、平成21年度より着手され、京成線踏切下のボックスカルバート築造工事が現在実施されております。今後の予定としましては、施工中の習志野市側のボックスカルバートを完成させ、その後、踏切の除去を行い、千葉市側のボックスカルバートを築造していくと伺っております。

次に、実籾5丁目公有地の活用につきましては、長年にわたる土地区画整理事業により生み出された400坪の市有地であり、地域にとって有効活用が図れるよう取り組みをする必要がある土地であると認識しております。このことから、今後の地域の活性化を図るべく、平成18年5月に産学官民が協働する地域検討会を設置し、さらにはアンケート調査やシンポジウムを開催するなど、

地域の知恵と手によって2年間余にわたって検討を重ねてまいりましたが、その後、経済情勢等の悪化により足踏み状態となっております。

そこで、昨年12月からことしの1月にかけて民間事業者の意向を伺うため関心表明を実施いたしましたところ、2社から表明がございました。このことを受けまして、民間活力を利用したプロポーザル方式による公募に向けた準備を進めるため、去る2月21日に公募条件や事業者選定などを審議するための提案募集審査委員会を設置し、第1回委員会を開催したところであります。

御質問の公共施設整備として、新たに設置を予定しております施設の規模等につきましては、市民が集い、交流を図るための約300人が収容できる集会施設のほか、手狭になっている東部連絡所を移転し整備することなどを想定しております。

今後におきましては、これらの施設整備を図るべく事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

1回目の答弁を終わります。

ごめんなさい、訂正をさせていただきます。

実花幼稚園の対応のところ、新しい園区を平成23年度と答弁いたしましたが、平成24年度の誤りでございます。訂正いたします。

◆12番(真船和子君) はい。議長の指示によりまして、順を追って再質問をさせていただきます。一番初めに、子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌ワクチンについて再質問いたします。

これは国の事業、国の負担が2分の1、そして市の負担が2分の1という形で、全部公費助成で行える事業でございます。本当にこれは念願でありました事業でありますので、大変に喜んでおります。そして、今地域のお母様たちも本当に喜んでおります。中にはもうみずから、昨年からも自分で接種させましたという保護者も現場に結構おりまして、今、中学生、高校生を持っているお母さんにとっては、このワクチン接種が非常に関心が出ているというふうに思っております。とてもよかったと思っております。

実はこの子宮頸がんですが、何度もこの議会でもお話をさせていただきました。特にこの20年間倍増していると、特に20代から30代の若い女性の中で発症するこのすべてのがんが、子宮頸がんが一番である。このように言われております。そういった意味からも、いち早くこの子宮頸がんワクチンの国での承認と、そして公費助成をずっと訴えてまいりまして、今回こういう運びになったことは大変うれしく思っております。

ただ、この子宮頸がんワクチン、この予防接種について一部副反応の報道がされております。これは承知のことだと思いますが、やはりこの予防接種、ワクチンに対して市民が安心して接種できるように安全性と、それから有効性などの正しい情報を啓発していく必要があると思いますが、今回行われるワクチンに対して、接種対象者への注意等はどのように行っていくのかお尋ねいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応につきまして、厚生労働省の調査から、このワクチン特有の強い痛みにもショックを受けて気を失うという例が多いということがございました。そういったことから、厚生労働省が痛みを知った上で接種を受け、30分程度は医療機関にとどまって様子を見るなど注意してほしいということ呼びかけていると、そういう新聞等による報道がなされているところでございます。

本市におきましても、このワクチン接種につきましては、接種を受ける方が副反応につきまして正しい知識を持った上で実施することが重要であるというふうに考えているところでございます。このことから、1つ目として、ワクチン接種の対象者へ送付する個別通知の中に予防接種の副反応や効果等を記載いたしましてお知らせをしてみたいというふうに考えております。2つ目でございますけれども、接種いたしますときに、医師より副反応について説明をしてもらうことを予定しているところでございます。具体的な内容でございますが、ただいま医師会と協議しているところでございます。以上でございます。

◆12番(真船和子君) はい、ぜひよろしく願いいたします。

今、部長のほうから個別通知が行く中でお知らせをするということがございましたが、このワクチン接種に対する平成23年度新年度事業でございますけれども、市民の方々への周知といたしまして、先ほど市長の御答弁の中には、まずは4月1日付の広報習志野、そして市のホームページ、それから個別通知という、この3点で市民の皆様にお知らせをするというものでございましたけれども、この個別通知はいつごろ市民の皆様のところへ届くのかお尋ねいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) この3つのワクチンの個別通知につきましては、本市は大変転出入が多い市でございますので、特に4月初め、転出入が集中するという状況にございますので、住民異動の落ち着いた4月下旬をめどに発送したいと考えているところでございます。

しかし、中学校1年生の女子には、4月に市内の市立の中学校でMR、麻疹風疹混合第3期の集団予防接種を予定しておりますので、この予防接種と接種間隔などの間違いなどが発生することが懸念されますので、1カ月間ほど間隔をあげまして、5月下旬をめどに発送するというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆12番(真船和子君) はい、ありがとうございます。

それでは、その通知の件、よろしく願いいたします。

もう1点、実は先ほども最初に述べましたけれども、現場ではお母さんたちが、この接種に対して喜んでいてという現状の中で、実は今回のこの国の方針では、中学1年生から高校1年生までの女子に限るという指定がございます。地域のほうに行きますと、実は今この3月まで高校1年生で4月以降は高校2年生になる。そのお母さんたちからも、自分たちもぜひ子どもたちに、その高校2年生の子どもに受けさせてあげたい、これはもう母親としての心情だと思います。昨年の議会でも私は市長に談判をさせていただきましたが、できることなら市長の政策判断で、ほかの自治体でいち早くこの接種事業を始めている自治体が県内にもございました。また、ほかの市町村でもありましたので、いち早くこの接種事業ができないかという質問もさせていただきました。そうしていることによって、今現在の高校1年生、約729名おります、女子の生徒が。この子たちにも、もしかしたら昨年、市長の決断があれば受けられたのではないのかという思いも若干いたしました。

しかしながら、もう過去の話で、この新年度4月からということでございますので、もしできれば新しい市長になる平成23年度の新年度の取り組みになっていくと思いますが、この漏れた今度4月以降の高校2年生、あと高校3年生、この女子に対して何とか1割でも2割でも負担軽減ができるような措置をとっていただけないか、そういう強い要望が今地域から出ておりますけれども、この点につきましては、いかがでしょうか。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。昨年の6月議会で、真船議員から市長に対しまして、政策判断で公費助成を実施してもらいたいという御質問をちょうだいいたしました。この時点で、厚生労働省がこの3つのワクチンについて予防接種法の対象となっていない疾患やヒブ等のワクチンをどう評価し、どのような位置づけが可能かといった点について、さらに議論が必要であるとしておりましたので、また予防接種法に規定されていないことなどから、公費助成は考えていないと答弁させていただいたところでございます。

23年度の予算編成に当たりましては、何よりも市民の健康を守るという観点から、ワクチン接種費用の公費負担が必要であること、あわせて事業財源が大変厳しいという状況の中で、国の特例交付金が活用できることなどを総合的に判断して予算計上が可能となったというところでございます。

御質問の対象から外れた現在の高校1年生にどう対応するのかということにつきまして、今ほど真船議員から729名というその対象者の数の御提示ございましたけれども、これを実施することになりますと、市の2分の1の助成はいただけない中での実施ということになります。3回分で3,500万近くの事業費でございますが、これにつきましては、市としての公費助成の対象にするということは、現在のところ考えておりません。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

◆12番(真船和子君) はい。この事業は単年度事業で、平成23年度今回の事業という形になっております。そういった意味からも、より多くの女性の健康を守るために、次の市長に対して申し送りをぜひしていただきたい、そのように思っております。これは要望させていただきたいと思っております。

今、この単年度事業だという形で私述べさせていただきましたけれども、できることであるならば、私たち公明党も、また私たち女性もこの単年度事業にするのではなく、この事業はもう恒久的な接種事業として行っていただくように強く要望したいと思っておりますけれども、その点に対して御見解を部長のほうからいただきたいと思っております。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。23年度の実施につきまして、市民の健康を守るという観点から、こうしてワクチン接種費用の公費負担ができるということで、今こうした3月議会への予算の計上等もさせていただいているわけでございますが、国の特例交付金が活用できることを総合的に判断して実施に踏み切ったということを先ほども申し上げたところでございますが、御質問の24年度以降の取り組みについて、現在も厚生労働省の予防接種部会が予防接種法改正の議論を継続している状況でございます。そしてまた、24年度以降の国の財政的な措置につきましては、ワクチン接種緊急促進事業の実施状況も踏まえながら円滑に実施されるよう検討していくということになっておりますので、具体的な見通しについて定まっている状況ではございません。まだ未定の状況でございます。本市におきましても、現時点では24年度以降につきましては、まだ未定というお答えをせざるを得ません。以上でございます。

◆12番(真船和子君) はい。もう要望という形でこれから、本当でしたらこの事業、ワクチン接種事業は本当に子どもたちの命、健康を守っていく事業であるので、私自身は国の政策判断で行うべきであると、すべて今地方自治体にいろいろなものが持ち込まれてきている。こういう子どもの命を守るという政策判断を私は国が実際はやっていくべきものであると、そういうふうに思っております。

もう本当にアメリカはケネディ政策という形で、このワクチン接種事業がいち早く進められた子どもの命を優先しようと、そういう政策判断をされて今日まで来ております。日本も先進国でありながら、このワクチン接種に対しては後進国となりつつございます。これは日本人の体と、また外国人の体と若干違う体質を持っているということも伺っておりますけれども、これからはこのワクチン接種について、国のほうでもしっかり議論をしていただき、また本市においても重要政策であると認識を持った上でこれから政策判断をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、済みません要望させていただきます。実は先ほど正しい知識を、情報をこのがんに対する、ワクチンを接種するには正しい知識を持っていこうというお話をさせていただきました。今、がん対策基本計画が国で行われておりますけれども、まだまだがんに対する知識、またがんが亡くなる方も依然としてふえ続けているこの現状の中で、こういうワクチンも早いうちから子宮頸がん、中学生にも接種していくという形になると、早い段階の義務教育段階でのがん教育というものこれから必要になってくると思いますので、ぜひこの点もまた踏まえながら、次の政策にしっかり入れていただきたいと要望させていただきます、この件に関しては質問を終わらせていただきます。

◆12番(真船和子君) 大変申しわけございません。続きまして、子育て支援策について2点再質問をさせていただきますが、最初に子ども手当について再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうからも御答弁いただいておりますけれども、この平成23年度の子ども手当に対しましての本市の財源構成、これについて再度確認をさせていただきます。

◎こども部長(諏訪晴信君) はい。23年度当初予算におけます子ども手当の財源構成という御質問でございますけれども、現在、上程させていただいております予算案の中では、扶助費ないしは事務費を合わせまして事業費総額を35億5,400万円としております。この財源内訳でございますけれども、国負担分が28億5,455万6,000円、県負担が3億4,772万4,000円、市負担が3億5,312万円という状況でございます。

◆12番(真船和子君) はい。それでは引き続きまして再質問の続きをさせていただきます。

子ども手当についての再質問、2問目にさせていただきます。

先ほど部長のほうから財源構成について確認をさせていただきました。約34億を超えるうちの総額として出ております。習志野市の予算の総額が約513億という形で冒頭にも言わせていただきましたけれども、そのうち約34億がこの現金給付の子ども手当に当たるという、そういう仕組みの中に入っておりますけれども、これは、今国でもいろいろさまざまな子ども手当には議論がされております。ただ1点、私のほうで今回取り上げましたのは、やはり今騒がれている子ども手当法案が成立しなかった場合、本市に受ける影響、それと同時に市民に受ける影響、この点を再度また確認をさせていただきたいと思っております。

で、この子ども手当法案が成立しなかった場合、当局はどのような対応をとられるのかお尋ねいたします。

◎こども部長(諏訪晴信君) はい。23年度の子ども手当法案は現在国会で審議中であるということで、仮にというお話ではあると思いますが、法案が成立しなかった場合、私どもとしてはどうするのかということでございます。

子ども手当法案は22年度限りの時限法でございます。このことから、23年度4月以降、法案が

成立しない場合には子ども手当がまず支給ができないということは、もう御承知のとおりだと思います。このことに伴いまして、現行の法律の中では児童手当法が生きているということになっておりますので、23年度、子ども手当が支給できない場合には、まずは私どもといたしましては児童手当を市民の皆様へ21年度と同様に支給をしなくてはいけないということが必要であると思います。

ただし児童手当が復活することにつきましては、市民の皆様、非常に関心が高いことだと思いますけれども、例えば手当の額ですとか支給対象年齢ですとか、所得制限ですとかといったことがございますので、そのこと自体を市民の皆様へ広くPRをしていかなければいけないということが必要だと思います。そして、行政内部といたしましては、その児童手当を再度支給するために、子ども手当用につくり変えましたシステム、これを児童手当用に戻さなくてはならない、こういったことには非常に時間的にも金銭的にも経費がかかるのではないかと、その対応が迫られるというふうに思います。

加えて23年度当初予算、これには子ども手当の計上がございますけれども、扶助費としての児童手当の計上はございません。そういう意味からは補正予算といったことも取り組んでまいらねばならないということでございます。

◆12番(真船和子君) はい。ある新聞の記事で、今報道もされておりますけれども、民主党の岡田幹事長のほうからは、今、地域に児童手当のデータが地方自治体には残っているところが少ないという、こういうお話も聞いております。その点についてはいかがですか。

◎こども部長(諏訪晴信君) はい。今申し上げましたように、22年度の段階で児童手当支給に係りますシステム、これを子ども手当用につくり変えております。一定のデータはございますけれども、新たに転入される市民の方々等々、また22年度中に出生をされた方々、そういった方々の所得状況等も含めると、やはり私どもとしてはデータ不足ということでございますので、システム自体の改変は必要だというふうに思っております。

◆12番(真船和子君) はい。システムの変更、これは法案が成立されるかされないか、またその次の話になっていくと思いますけれども、やはり聞くところによりますと、児童手当を受けられない、今、中学生まで子ども手当が出ておりますので、児童手当法にまた戻った場合は、この中学生は対象にならないという形になってきます。そういった中で、実は税制改正でこの年少扶養控除、これが平成22年度税制改正ですから、平成23年の1月から年少扶養控除、所得税の分ですね、これがもう廃止になっている。これで受ける市民の影響、もしこの子ども手当法案が成立しなかったらばどういう影響を受けるのか、市の財政的なものはまた別として、市民が受ける影響はどういうものがあるのかお尋ねいたします。

◎財政部参事(加藤清一君) はい。お答えいたします。この法案が通らず、先ほどもお話が出ておりましたけれども、子ども手当から児童手当に戻った場合でございますが、所得税、住民税における年少控除の廃止に伴う手当支給額と税負担との比較から見た場合、市民への影響につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

真船議員のほうからの御質問にもございましたが、子ども手当においても対象になっております年齢16歳未満の扶養親族を対象としている扶養控除で、いわゆる年少扶養控除が、所得税につきましては平成23年分から、また個人市民税につきましては、翌平成24年分から廃止という適応となっております。これによりまして、所得税につきましては所得控除ということで38万円、それが

ら個人住民税にあっては33万円の所得控除がなくなることによりまして、その分それに税率がかかるわけですので、所得が出まして税率がかけられますので、その分税負担が増加するということとなります。

そこで、子ども手当から児童手当に戻った場合の手当支給額と税負担を比較いたしますと、税負担のほうが上回るケースが見込まれるところでございます。その中でも、先ほど御指摘にもあったかと思いますが、中学生が児童手当の支給対象児童から外れることとなりますことから、とりわけ中学生を持つ世帯につきましては年少扶養控除の廃止によりまして、これは各世帯の構成に応じてでございますが、税負担が上回るものというふうに考えられます。

また、平成23年度につきましては、税負担の対象が所得税ということでございますので、平成24年度からは、この所得税に加えまして個人住民税も加わりますことから、児童手当の支給額と税負担の比較で申し上げますと、児童手当の支給対象児童の小学生を持つ世帯におきましても、その世帯の構成によりまして税負担のほうが上回るということが予想されるところでございます。以上でございます。

◆12番(真船和子君) はい。早い話が増税になるということですよ。なかなか詳しいお話がわからなかったような気もしないでもないですが、要するに中学生のほうでこの子ども手当が支給されなくなる場合、税制改正で所得税の中でこの年少扶養控除が廃止になるということで、法案が通らなければ、この児童手当法でいけば完璧に増税になるという結論だと思っております。これをだれがどのように責任を負うのか、もう本当に腹立たしい思いであります。

実は平成21年の12月議会にも同じように私取り上げさせていただきました。そのときは幼稚園無償化に通じていくものとして、たしかこのときには子育て特別応援手当というものが1人3万6,000円出るものを、この子ども手当を通すために無理やりこれが廃止になって、そして子ども手当という形に押し込んできたような政策であったと思います。そのときにも、このままきちっと子ども手当法案が成立しなければ、この税制改正をこのときにやられたら絶対増税になりますよねという話もさせていただきました。それならば、この恒久的な財源も生み出せないまま子ども手当を行ったということに関しては、やはり政府・与党が責任を負っていくべきものだと思います。この所得税、受ける中学生を持つ家庭に対してもしっかりこれは責任をとって、もしこの法案が通らなければ、政府・与党がしっかり責任をとっていただきたいと私は訴えさせていただきます。

本当に今、この現物給付と現金給付と、この子育て支援関連予算にはありますね。今までは、この子ども手当が出る前は現物給付が、予算額は違いますが7割だったわけです。現金給付というものが、その児童手当で3割、こういう負担の割合、比率になっておりました。しかし、先日うちの公明党の衆議院議員の古屋議員が質問したときに、今回子育て支援関連予算で占める現金給付と現物給付の予算額の割合はどうなるのかという質問をしました。平成22年度ではこの関連予算、平成21年度は子育て支援の関連予算が約8,600億円だったんですね。この現金給付は約2,600億円、割合は、現金給付は30%、しかし平成22年度は、関連予算が約2兆2,300億円に膨らみまして、そして現物給付が7,000億円で31%と逆転をしたというようなこの子育て支援関連予算なんですね。平成23年度、今回の予算が提出されましたけれども、この関連予算で見えていきますと約2兆8,500億円のうち現金給付が約1兆9,500億円、割合は68%、現物給付が約9,000億円で、これはもう32%という、この非常に子育て支援策という予算関連にしては balan

スが悪いというものが明らかに見えていると思っております。これに対してはやはりしっかり、これは国の関連法案ですので問題でありますけれども、このバランスのとれていない、ここにもっさり地方も指摘をしていただきたいと思っております。

第1回目で市長の御答弁を伺いましたけれども、もっともっと地方自治体が受ける、地域で受ける市民が一番早く影響を受けていくということに関しては、地方からももっと声をしっかり上げていただきたい、そのように思います。

市長、いかがでしょうか。

◎副市長(島田行信君) 冒頭、市長がお答えをいたしましたように、23年度の子ども手当につきましては、地方自治体でも本当に怒りの声といいますか、そういう形でありまして、神奈川とか、ほかのところも予算計上を見送っているようなところもあるわけでございまして、実際問題として22年度、いろいろと地方からも声を上げたんですけれども、その声をしっかり受けとめずに23年度もこういう形で国が組んだということについては、我々もさらに厳しく国にも物を申さなきゃいけないのかなと、こう思っております。

私も今、国の動きをつぶさに眺めておりますけれども、多分このような状況下では、現実的には真船議員おっしゃるように、地方自治体の窓口は大混乱をすると同時に国民の皆さんに非常に大きな、そういう面では不安と怒りを及ぼすことになるのではないかなと、こんなふうにも思っております。これからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。以上であります。

◆12番(真船和子君) 突然に申しわけありません。ありがとうございます。

この子ども手当は経済政策と言われております。児童手当は社会政策、でも、子どもですよ。子どもを社会全体で守る政策であるならば、この出発点がちょっと違うのではないかなということを私は感じております。経済政策であるならば、まだ違う方法があったのではないかなと、そういう疑問を残しておりますけれども、もし児童手当法に戻った場合の窓口の対応、混乱をするというお話でしたので、もし仮にそのようなことがある場合は、しっかりとした窓口の対応を丁寧にやっていただきたいと思っております。要望として、この件は終わらせていただきます。

次に、実花幼稚園の閉園後の対応でございますけれども、先ほど市長のほうからは、本当に東習志野地区から、もし大久保東幼稚園のほうに通園区域が変わるということであれば送迎バスの対応を考えていく、検討していくという前向きな市長の御決断をいただきましたので、これは本当に心から感謝申し上げたいと思っております。

大きな政策として、これから民営化またはこども園計画が習志野市でも進んでいく、幼保一元化が進んでいく中でも、しかしながら、手前でやはり転んでしまって、やはりこれのあおりを受ける市民がいるという視点から考えたときには、市民に何かしっかりした対応をしてあげるべきではないかという思いの中から、私はこの質問をさせていただきましたけれども、市長が前向きにこの決断をしていただいたということに関して、本当にうれしく思っております。

それで、昨年私のほうの要望からもこの実花幼稚園、こども園で行いました2回の説明会を当局は行っていただいております。そのときにアンケート調査も行っていただいておりますけれども、そのアンケートはどのように検証されたのかお伺いいたします。

◎こども部長(諏訪晴信君) はい。昨年実施をいたしました当該地区の保護者の方々に対するアンケート調査ということでございます。説明会を昨年8月と9月、2回にわたりさせていただきました。

その際には、東習志野地域にお住まいの対象年齢をお持ちのお母様、お父様207世帯に御通知を申し上げて説明会への御参加の御案内をいたしました。

当日は2会場合わせて45名御参加をいただいたところでございます。この45名の方々に対して、当日会場でアンケートの実施をさせていただきました。回答いただきましたのは、双子のお子様をお持ちの方もいらっしゃいましたので、43名の方が御回答をちょうだいしたということでございます。

このアンケートの内容でございますけれども、現在のお住まいの地域と属性にかかわることと、公立幼稚園を御希望するのか、もしくは私立幼稚園を御希望になるのか、こういった意向調査あるいは大久保東幼稚園に通うような場合には送迎バスの利用の意向といったことについてお伺いいたしました。

アンケートの結果を申し上げますと、43名中38名の方が公立幼稚園へ入園を希望されているという実態でございました。この38名の公立幼稚園を御希望される方の理由といったものもお尋ねをしておりますが、一番多く理由として掲げられたものが、やはり経済的な理由ということが多く、19名の方がお答えをいただいております。送迎バスの御利用についても伺いましたところ、43名中40名の方がバスが利用できるのであれば利用したいというようなお答えでございました。

送迎バスにつきましては、真船議員からも御質問いただいておりますし、昨年私どもが園区の変更を実施する際に通学区域審議会に諮問しました。その中でも東習志野地域のバスといったものについては検討すべきであるという答申をちょうだいしたところでございます。そういったことから、ただいま市長の答弁にもございましたように実花幼稚園が現実的に閉園をするという26年4月、それまでの間の私立幼稚園として開園するまでの間の2年間ということで、私どもとしては大久保東幼稚園への送迎バスといったことを現実問題として、今検討させていただいているということでございます。

◆12番(真船和子君) ありがとうございます。さまざまな御意見、いろいろな要望、まだまだ不安が解消できない中での説明会ではなかったかなとは思いますが、一つ一つその不安を解消していただけるようよろしくお願いいたします。

実際問題、平成24年度からこのバス運行を行っていくということであるならば、今年度はこの準備期間中に入るのではないかと。その準備期間中に具体的にどのように進めていかれるのか、実際、この送迎バスというものがどのような運行形態で行われるのか、また発着場所やルート、またバス料金というものはどうなるのか、これをいつごろまでに市民に公表していくのかお伺いいたします。

◎こども部長(諏訪晴信君) はい。先ほど市長の答弁の中でも申し上げておりますけれども、平成23年度になりまして年度当初、4月ないしは5月にかけて当該地域の皆様方に改めてニーズ調査あるいは私どもによる実地調査といったものをさせていただきたいと考えております。

先ほど答弁いたしました東習地域から大久保東幼稚園に通う方がどのくらいいらっしゃるのか、そういったこと、あるいは住んでいる方々の御利用を、公立幼稚園を希望するという方の実際の居住地域といったものを把握した後、改めて当該地域の皆様方には説明会等を行いながら、24年度当初の予算編成にあわせて作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて例えば運行する際のルート、料金等々の御質問もございましたけれども、こうい

ったものにつきましても、ニーズ調査あるいは実地調査を踏まえた中で料金も含めまして、ルートも含めまして検討してまいりたいと。そして、公立幼稚園の募集は例年10月でございますので、そのときまでには市民の皆様公表してまいりたいと、こういうふう考えているところでございます。

◆12番(真船和子君) はい。市民の皆さんに公表するのは、今の部長の御答弁ですと平成23年10月ごろまで、入園の申し込みをする前だということでございましたけれども、私としてはもっと早目に、やはり安心して申し込みができるような状態にさせていただきたい、早目にもっと公表をしていただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきます。

次に、今は実花幼稚園閉園後の対応でございますが、これが徐々に習志野市全体にこの幼保一元化の動き、民営化の動きが始まってまいります。バスの対応も2年間でございます。2年後は実花幼稚園も公立から私立化、この移行の中で、やはり議会でも出ておりましたが、私立幼稚園就園奨励費、これを拡大していく必要があると考えますけれども、これに関してはどのようなお考えでしょうか。

◎こども部長(諏訪晴信君) 私立幼稚園に通う保護者の皆様方へ支給をさせていただいております幼稚園就園奨励費、これは現在、国の補助制度の中で実施をしております。あわせて市単独で一律3万円を補助金として支給させていただいたところでございます。国の中での私立幼稚園への就園奨励費、まずそのものが年ごとに額の改定がございます。しかしながら、所得に合わせた形での就園奨励費でございますので、やはり市が単独に支給をさせていただいています3万円という額をこの先は見直していく必要があるのではないかというふうに私どもも考えております。

議員がおっしゃるように、26年までの今、再編計画第1期の中で、26年4月には2つの公立幼稚園が私立になるという計画でございます。このことを考えますと、そのときまでにきちんと財源等を勘案した中で、果たして市民の方々に支給する市単独の就園奨励費が、幾らが妥当なのかといったことも含めて、やはり全体の中で考えていかなければいけない、大きな課題だというふうに認識をしております。以上でございます。

◆12番(真船和子君) はい。よろしくお願いいたします。

もう一つ、この実花幼稚園の部分でバスルートなんですけれども、これは今年度の10月前に公表していただくということで、ニーズ調査をするということでございましたが、できれば、これは要望としてお話しておきますけれども、東習志野8丁目地域が一番遠い地域になります。今現在、実花幼稚園に通うのも一番遠い現状でございますので、こちらにお住まいの御家庭には、十分なバスルートの配慮をお願いしたいと思いますので、これは要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。実花幼稚園の関係は、質問を終わらせていただきます。

最後に、地域問題に入らせていただきます。

地域問題でございますが、1点目の京成大久保駅東口改札時間延長、1時間延長していただけるという御答弁をいただいております。これは地元住民の1時間かもしれないけれども、この1時間を非常に希望しておりました。長ければ長いほどいいんですけれども、それを希望しておりました。これは本当にありがたいことだと思います。

このほかに、私は平成21年9月、この京成大久保駅東口の改札がある南口ロータリーについて地元要望で、ここのいろいろな活性化を要望していると思います。そのときに部長のほうから、時

計塔をつけたり花壇の整備をしたり、ここの東口改札時間延長とともにこういうのも検討していきたいという、たしか御答弁をいただいておりますが、その件はどのようになっていますでしょうか。

◎都市整備部長(中村隆一君) 真船議員から御要望いただいて、かなり時間がかかってしまいましたが、実はあさって3月4日に大久保駅南口広場の中央部のロータリーの真ん中にある島の中に時計塔を設置することとなりました。御報告申し上げます。

◆12番(真船和子君) はい。まだまだ地域のさまざまな要望があるかと思えますけれども、これからはどんどん地域住民も参加しながらのここのまちづくり、またはこの南口ロータリーの活性化に向けて努力していただきたいと思えます。要望いたします。

次に、実籾駅周辺整備でございます。本当にここも着々と進んで、今工事も行われておりますが、1点だけ、市民の皆様から南口ロータリーの部分について質問がありましたのでお尋ねさせていただきます。

この南口につきましては、今エレベーターの設置工事が行われておりまして、南口の前の道路が、車両が通行どめになって歩道の部分だけ確保してございます。以前は、この工事が始まる前は車も通れるような道路になっていたんですが、地域住民の方から、ここも何とか暫定でいいので車も通れるような工事をしていただきたいということでございましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

◎都市整備部長(中村隆一君) はい。南口広場の車両の通行どめをしている件でございますけれども、実籾駅南口につきましては、現在、京成電鉄によりエレベーター設置工事を施工しておりまして、このエレベーターの設置箇所が現在の道路部分にかかっておりますため、本年3月末までの予定で車両を通行どめにして歩行者の通路のみというような形になっております。このエレベーターの設置工事は、3月初旬に完成しまして、3月19日の始発から供用を開始すると伺っておりますので、エレベーターを迂回するような形で暫定的な舗装を行いまして、ガードレール等を置いて、エレベーター利用者の安全を確保した上で、車両の通行どめを一時的にですけれども、解除する予定をしております。

なお、平成23年度に入りまして、引き続き駅前広場の整備工事に着手いたしますので、再び車両の一時通行どめを行いますけれども、できるだけ通行どめの期間が短くなるように努力させていただきます。

◆12番(真船和子君) はい。では、よろしく願いいたします。

もう1点、地域問題で質問させていただきます。

3点目の都市計画道路の3・3・1号線4号踏切の立体化の進捗状況の中で、今着実に地域要望も踏まえながら工事が進んでおります。それで、この工事が進むに当たり、今、県道である部分が今度使われないとか、側道になってまいりますけれども、この使われなくなった県道は今度どこの所有といたしますか、千葉市が所有するのか、どういう形になるのか教えていただきたいと思えます。

◎都市整備部長(中村隆一君) はい。3・3・1号線の京成との立体交差、この工事によりまして、現在の県道部分、これが側道になった場合は千葉市が管理するかどうかという御質問でございます。

お尋ねの場所につきましては、都市計画道路、これから外れております県道部分で、葬儀社、そ

れから教会等が面しておる県道部分でございます。この現在の県道部分につきましては、立体交差の両側に側道という形で道路となりますことから、その側道として整備された後、千葉市側の側道につきましては千葉市域ということで、県から千葉市に移管されて、千葉市の市道として千葉市が管理するということになります。また、反対側の習志野側の側道につきましては、これは習志野市の市道ということで、習志野市が管理するということになってまいります。

◆12番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

では、最後の実籾5丁目の公有地の件でございますが、本当に一つ一つ地元住民の皆様の御意見、御要望があり、また地域の議員の皆さんのお力もありながら、また当局の力もありながら、この公有地の活用について着実に進んでいる現状を伺いました。これはまた地域要望の皆様の声を聞きながら、しっかり進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。